

## 鹿屋市公共施設等利活用候補者選定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市が所有する公共施設等の利活用候補者を公平かつ適正に選定するため、鹿屋市公共施設等利活用候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、公共施設等の利活用候補者の選定に關することについて協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 対象公共施設等の所在する地域の住民
- (2) 経営に關する知識を有する者
- (3) 市長公室長
- (4) 総務部長
- (5) 対象公共施設等又は利活用の内容に關する本市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は総務部長をもって充てる。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、6か月間を目途とする。

(参加者の責務)

第6条 委員会の参加者は、公平かつ公正に選定を行わなければならない。

2 委員会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員会が終了した後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。